

大東民報

議会版

日本共産党
大東市議会議員団
大東市谷川1丁目1-1
TEL 072-871-5588

市会議員
つとむ 勉
TEL 090-3864-5037

市会議員
かつこ ともあし 勝子
TEL 090-1079-8939

市会議員
しげる とびた 茂
TEL 090-7099-8429

議運委が視察―三重県・四日市市、愛知県・高浜市

【四日市市】

同市議会は議会改革の先頭を走っていることで有名で、全国から議会改革での視察が多いが、視察をしてみて「一問一答方式」の導入など大東市議会も負けずに改革しているとの印象を受けた。

●同市議会は議会質問をケーブルテレビで中継しているが、経費は解説付きで年間約千五百万円。周辺自治体はもっと安く、五百〇六百万円とのこと。なお視聴率は推計で25%とのこと。

大東市の場合、北河内ケーブルテレビはもっと高額を示しており、参考にすべき。

●そのほかでは「質問時間の緩和」「議員全員にパソコンを一台ずつ貸与」「傍聴手続きの簡素化(住所・氏名の記入を廃止)」

などをすすめている。

●特徴的なのは「自治基本条例」「文化振興条例」など通常、執行部が提案する議案を議会が提案して可決していることである。そして「自治基本条例」の具体化として市議会への市民参加を促すために「シティ・ミーティング」の開催と「市議会モニター」制度を導入している。

さらに口利きなどを排除する「市議会政治倫理要綱」も制定している。



【高浜市】

●「市内循環バス」は10人乗りと15人乗りのワゴン車で3コースを運行している。すべてのコースが市役所と

私鉄駅を通っている。

運行経費は一台約八百万円で民間会社に委託している。(大東より相当安い)

●「総合サービス株式会社」は「施設管理協会」から発展したもので、資本金五千万円は市が100%出資。仕事は、市から「文書発送」「施設清掃」「国保レセプト点検」「水道メーター検針」「市長車運転」「給食調理」「学校園の用務員」など19業種を受託している。経費面では、市が直営で行う場合と比べて四億円の節減と試算されている。

このなかには人材派遣もあり、「偽装請負」にならないよう注意しているとのことだが、問題点がないかは不明。またデータの守秘義務については特段の対策は講じておらず、問題が生じないよう社員教育は徹底しているとのこと。

巡回バスの増便を求める署名―市長と市議会に提出

北条・野崎の山の手は急傾斜地域が多く、特に高齢者や障害者にとっては最寄りのバス停や駅、買い物、通院、市役所など公共施設への足の確保が大変と、「北条・野崎に巡回ミニバス導入を呼ぶ会」が市長宛の「要望」署名を行っていきます。

また市内西部地域では、阪奈道路を走る近鉄バスが今年4月から廃止されたことで、付近の住民から「大変困っている」との声が出され、さつそくワゴン車などでの巡回バスの運行増便を求める「陳情」署名が取り組まれ、九月議会に提出されます。



9月議会の日程

- ・本会議(開会日) 9月8日(月)
- ・いきいき委員会 9月10日(水)・11日(木)
- ・まちづくり委員会 9月16日(火)・17日(水)
- ・夜間議会 (5時40分～6時議場コンサート) 9月24日(水)6時～ とびた茂議員の質問は3番目(7時半から8時10分)
- ・本会議 9月25日(木)10時～
- ・本会議 9月26日(金)10時～

議会前懇談会のご案内

9月5日(金)
午後7時～9時まで
大東市民会館
2階第一会議室
*お気軽にご参加下さい



法律相談

9月2日(火)7時～
大東市民会館
※要予約、先着順
871-5588まで

今年も「平和夏まつり」が開催される



住道駅南側の末広公園で、今年で三回目になる「平和夏まつり」が行われました。あいにくの雨天が心配されましたが、何とか持ち無事、二日間の日程を終えました。議員団も三人全員が参加、出店を手伝ったり、参加者と楽しい一時を過ごしました。



認知症の独居者が増えています……

成年後見制度の活用を

くわしくは党議員団または介護医療課まで

「成年後見制度」とは

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人が不動産や預貯金などの管理、諸契約を代行することを法的に認める制度で、「法定後見」と「任意後見」の2種類があります。

- 「法定後見」…本人の判断能力の段階に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つがあります。
- 「任意後見」…本人に判断能力があるうちに、本人の意志であらかじめ代理人を定めておくもので、公証役場で公正証書

を作成しておくことが必要です。また「任意後見人」を監督する「任意後見監督人」の選任も家庭裁判所に選任を申し立ててできます。

どんな人がなれるのか

「成年後見人」は家庭裁判所が選任しますが、親族以外に第三者、弁護士、司法書士、公益法人などがなれ、財産管理などの事務を裁判所に報告する義務があります。

申立をする人がいない時は?

市町村長が法定後見の開始の申し立てを行います。



当面の日程

- ・9月 1日(月) 全議員議案説明会(朝10時～)、議運委(午後1時)
- ・9月 5日(金) 社保協対市交渉(午後1時)、議会前懇談会(午後7時 市民会館2F第1会議室)
- ・9月 7日(日) たそがれコンサート(消防音楽隊、住道デッキ、午後4時～)
- ・9月 9日(火) 9条の会駅宣(午後5:30～6:30、住道・野崎)
- ・9月13日(土) 国会報告懇談会(午後1:30、大商連事務所)
- ・9月16日(火) 労連地区協総会(午後5時、ラポール枚方)